

盛土規制法 事前審査に必要な書類 ※宅地造成又は特定盛土等(土地の形質の変更)の場合

R6.12.23 更新

【現地調査(事前審査)依頼票提出時に必要な書類】

案内図	・申請地の位置(赤枠)、目標となる地物及び方位を記載 ・住宅地図、Google 等のネット地図も可だが、本申請時に添付する位置図は原則として都市計画図とする
公図(写)	・施行区域の境界(赤枠)を記載 ・登記情報提供サービス等で取得したものも可だが、本申請時に添付するものは3カ月以内に法務局で発行したものが必要
土地登記簿謄本(写)	・宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の施行区域内の土地の登記事項証明書 ・登記情報提供サービス等で取得したものも可だが、本申請時に添付するものは3カ月以内に法務局で発行したものが必要
現場写真	・現地調査(事前審査)依頼票裏面の「撮り方例」参照 ・申請地及び公道内から撮影可能な範囲で、土地の状況を明らかにするもの
地形図(現況図)	・方位、地形(等高線)、現況の地盤高、申請区域の境界(赤枠)を記載
土地の平面図	・方位、土地の境界線(赤枠)、盛土(緑色)又は切土(茶色)をする土地の部分の色別、擁壁、排水施設、その他の土留等の位置、縦横断線の位置と記号、申請地の地盤高を記載 ・厚さ 30cm 以上の盛土又は切土をする範囲及びその面積を明示 ・記載内容の詳細は手引き「表 4-3 許可申請に必要な図書」を参照
土地の断面図	・最低2断面以上、高低差の著しい箇所について作成 ・記載内容の詳細は手引き「表 4-3 許可申請に必要な図書」を参照

【提出後に後から追加で提出することのできる書類】

住民周知を行う範囲を示した図面、周知内容	・住宅地図、都市計画図等に周知を行う範囲を図示 ・周知内容のわかる資料 ※住民周知は許可申請前に行う必要がある(法 11 条)
土地改良区との事前協議状況	・農業用排水施設設置地域に該当の場合 - 詳細については以下の URL(建築指導課ホームページ)を参照 - URL: https://www.city.toyohashi.lg.jp/61696.htm
土地の求積図(実測図)	①申請に係る土地の求積に必要な寸法及び算式 ②厚さ 30cm 以上の盛土又は切土をする土地の部分の求積に必要な寸法及び算式 ③盛土又は切土をする土地の部分(盛土全体)の求積に必要な寸法及び算式 ※①～③の全てが必要 ※三斜求積、座標求積等が必要
排水施設平面図、排水施設構造図	・記載内容の詳細は手引き「表 4-3 許可申請に必要な図書」を参照
崖断面図、擁壁の断面図、擁壁の背面図	・記載内容の詳細は手引き「表 4-3 許可申請に必要な図書」を参照
その他審査に必要と認められるもの	・崖面崩壊防止施設、排水施設(地下水排除工)、地滑り抑止ぐい、グラウンドアンカー等の施設がある場合、その詳細がわかる資料 ・(1ha を超える場合)防災工事計画平面図、防災施設構造図、流量計算書